

英国イングランドにおける障害者スポーツの推進に関する包括的調査

前鼻 啓史 目白大学人間学部／順天堂大学スポーツ健康科学部
 渡 正 順天堂大学スポーツ健康科学部
 伊藤 真紀 法政大学スポーツ健康学部
 鈴木 宏哉 順天堂大学スポーツ健康科学部
 渡邊 貴裕 順天堂大学スポーツ健康科学部

要 旨：本稿では、英国イングランドで行われている障害者スポーツの推進モデルに関する先行的事例を調査し基礎的資料を得ることを目的とし、行政機関から Sport England、民間機関から Everton Football Club、教育機関からは Loughborough University を対象とし現地にてヒアリング調査および現地視察を行った。本調査の結果、行政機関による「配信型推進モデル」、民間機関による「包括型推進モデル」、教育機関による「連携型推進モデル」についてそれぞれ基礎的資料を提示した。2020 東京パラリンピック競技大会前後の障害者スポーツの需要に対応するべく、英国イングランドの障害者スポーツ推進モデルの知見を活かしつつ我が国のスポーツ文化レベルに応じた新たな障害者スポーツの推進モデルの創出に関する必要性が示唆された。

Key Words： 障害者スポーツ，障害者スポーツ推進モデル，レガシー

● I. はじめに

歴史的なスポーツの祭典となる 2020 東京パラリンピック競技大会の開催を間近に控え、我が国における障害者スポーツや障害者アスリートを取り巻く環境が大きく変わろうとしている。ゆえに、2020 東京パラリンピック競技大会を一過性のスポーツイベントに終わらせるのではなく東京大会を契機として、障害への理解が一層進み障害者が身近な地域においてスポーツに親しむことができる社会の実現に向けて、障害者スポーツの普及促進に関する取り組みが求められている(スポーツ庁, 2015)¹²⁾。事実、行政および地方自治体・民間企業・教育研究機関等は、各種障害者スポーツ団体とパートナーシップ関係を構築する事例が散見される。障害者スポーツイベントへのボランティア派遣制度の創設や競技の普及に関する体験会および講演会等の充実により、障害者スポーツに関する競技施設や用器具の実質的側面の改善とともに意識的側面の変容も見受けられるようになった。また、さらなる障害者スポーツの

推進に取り組むために、行政・民間・教育機関等との強い連携協力体制が求められており様々なモデル事業が試案されている(スポーツ庁, 2018)¹³⁾。したがって、あらゆる分野にわたって知見を併合せ新たな障害者スポーツの推進モデルを創出することができれば、2020 東京パラリンピック競技大会のレガシーを有効的に活用することができると思われる。

これまでパラリンピック競技大会の開催を経験した国々において、2012 ロンドンパラリンピック競技大会は、英国内の障害者施策やスポーツ関連施策に重要な転換をもたらし、大会後も障害者スポーツの競技推進システムの整備に大きな影響を与えた(田中, 2018)¹⁴⁾。したがって英国ロンドンの事例は我が国の先行的事例として刮目に値する。とりわけ、グラスルーツからエリートスポーツに至るまで、英国のスポーツ行政を担う専門機関が如何なるコンテンツをもとに障害者スポーツの推進を行っているかについて知見を得ることができれば、障害者スポーツの推進に際して行政機関の側面における有益な参考事例になると思われる。

一方、障害者アスリートはさらなる競技力の

向上を目指し、単一種目特化型チームに所属することが多く見受けられる。しかしながら所属チームの活動場所は限られることが多く、思い描くスポーツ活動に臨めていないといった声も少なくはない。また新たな単一種目特化型のチームを創設するにしても経済的および人的理由をはじめ決して容易なことではない。したがって限りある牌の中において抜本的な方策を創出する必要があると思われる。参考事例として、英国フットボールにおけるピッククラブでは障害者スポーツ関係者に多様なサービスやスポーツ機会を提供している(Richardson and Rookwood, 2008)¹¹⁾。よって、クラブで行われている取組について明らかにすることで、民間機関の側面における障害者スポーツの推進に関する知見を提示できると思われる。

加えて、障害者スポーツの推進に伴う質的および量的な機会の充実や障害レベルや趣向に応じた多様性に対応するためには、障害者アスリートの体力レベルに応じた運動やトレーニングの質や量を適切に設定する必要があると思われる。特に障害者の体力レベルは障害クラス別に多様であることが報告されている(Goosey et al., 2006⁴⁾; Maehana et al., 2018⁷⁾)。なかでも、英国の大学研究機関は多くの障害者スポーツ種目において競技者の残存体力および特有能力に関する知見を報告しており、スポーツ科学における学術振興のイニシアチブを担っている。その由縁となる研究体制に関するノウハウについて明らかにすることで、障害者スポーツと関わりが深いより卓越した大学研究機関を構築するための証左を提示できると思われる。

なお、本邦における障害者専用・優先スポーツ施設に関する調査(公益財団法人笹川スポーツ財団, 2019)⁶⁾では、現状の付帯施設の特徴として、屋内種目に特化・傾向しており限定的なスポーツ活動下にあることが報告されている。また、ネットワーク化の構築という視点からは、障害者がスポーツをする際、既存の社会資源を活用して、当たり前前にスポーツに取り組める場(環境)づくりが重要であることが指摘されており、すなわち新たな障害者スポーツの推進モデルの構築にはかならない。

そこで本研究は、2020 東京パラリンピック競技大会のレガシーを見据え、障害者スポーツの推進に伴う新たなモデルの構築に向けて、英国イングランドで行われている障害者スポーツの推進モデルに関する先行的事例を調査し基礎的資料を得ることを目的とした。

II. 方法

1. 対象

行政機関から Sport England(以下、「スポーツイングランド」と記載する)、民間機関から Everton Football Club(以下、「エヴァートン FC」と記載する)、教育機関からは Loughborough University(以下、「ラフバラ大学」と記載する)を研究対象として選出し、それぞれ障害者スポーツの振興を担っている事例を調査した。調査は各所属機関の所属長の承認を経て、2018年2月8日から同年2月14日の1週間にかけて英国イングランドにおけるそれぞれの専門機関に赴いて行った。

2. 調査方法および内容

先行的事例の調査として、ヒアリング調査および現地視察を行った。ヒアリングの対象者は障害者スポーツに関する豊富な実務経験や研究業績を有し、各機関における障害者スポーツ振興の現場に精通したスタッフを対象者として選定した。ヒアリングの実施に際しては、対象者が事前に用意した資料に基づきながら著者らが追跡的質問を交えながら行われ、1度のヒアリングに要した時間は約1時間半であった。なお、ヒアリングの実施に先立ち対象者から許諾を得たのち音声データを IC レコーダーに録音した。現地視察では、各機関の現地スタッフの解説を受けつつ当該施設を視察した。なお当該施設では、現地スタッフより許諾を得た上で施設内やスポーツ活動の様子を撮影し、調査内容を振り返り資料を精査する際に有効的に活用した。なお各機関における機密性の遵守と利用者のプライバシーに配慮し、撮影内容の掲出は控える。

3. 分析

はじめにヒアリングの内容を文章に起こし、作成した資料を著者らにて精査した。次に、ヒアリングの対象者に生成したテキストを提示し、テキストの内容と発言の内容や趣旨に齟齬が生じていないか検証を依頼した。著者らおよびヒアリング対象者間にて約1ヶ月に及ぶ補充作業を経てテキストの信頼性を確立した。

III. 結果

1. 行政機関:スポーツイングランド

スポーツイングランドは、すべての人々にスポーツの機会を提供し、継続的なスポーツ活動の確立を目標として掲げている。スポーツイングランドでは、障害者スポーツを推進するコンテンツの普及を推奨しておりヒアリング時に担当者より提示された資料とともにその内容を報告する。

1-1. Mapping Disability

提示された資料は、「Mapping Disability - the facts(2016)⁸⁾」「Accompanying notes(2016)¹⁾」「Engaging disabled people: the guide(2016)²⁾」「Engaging disabled people: the research(2016)³⁾」からなる4部構成となっており、Mapping Disability - the factsについては、イングランドにおける障害種別の人口統計が地域別にみた障害分布・年齢分布および性差について図表とともに詳細に報告されている。なお、本資料における障害者とは、長年にわたり障害や病気による健康上の問題がある人々と定義されている。本資料の作成の目的は、障害者が定期的にスポーツを取り組むに当たり戦略的な改善をはかるためと記載されている。また障害をもつ人々のニーズや趣向には多様性があることから、限定した戦略では障害者スポーツを活性化することはできないことが示唆されている。したがって、本資料にて示されている情報をもとにあらゆる側面からコミュニティの改善をはかる実用的な活動や効果的なプログラム作成の一助になるようにと編纂され、スポーツイングランドのWEBサイトから本資料すべてを無料でダウンロードすることが可能となっている。

1-2. Accompanying notes

本資料は、視覚障害、聴覚障害、精神障害、自閉症スペクトラム障害、学習障害、失語障害、身体障害、慢性的な疾患等の障害を12種類に区分されている。障害区分の人口集約については、The Department of Work and Pensionsの管轄によるThe Family Resources Surveyにおいてすべての世帯を対象に家族の構成、生活状況および疾患の有無に関して集約するようになっている。さらに、The Office for Disability Issuesの管轄によるThe Life Opportunities Surveyでは、障害種別に当事者がどのような障害の影響を受けており、どのような生活活動が制限されるか否かについて詳細に集約するようになっており、Mapping Disability - the factsに沿った補足的な内容として障害種別の人口集約方法の手順について整理されている。

なお、本文は障害種類別に関する各障害の簡易的な説明とともに必ずしもすべての障害および疾患を包括的に集約できているわけではないことが述べられているものの、障害種別の人口統計に関する証左資料となっている。

1-3. Engaging disabled people: the guide

本資料は、グラスルーツスポーツ団体を支援するため、障害者の多様なニーズに応じたコミュニティの構築について、これまでの調査結果を拠り所とした実践的な方途が記されている。具体的には、障害者を向かい入れるための準備、障害者との関わり方をはじめ、障害者とのコミュニケーションをより円滑に行い、スポーツやアクティビティをより推進するための10項目の原則等が記載されている。

1-4. Engaging disabled people: the research

本資料は、障害者のスポーツや運動に関する活動の宣伝および推奨について、The English Federation of Disability Sport(以下、「英国障害者スポーツ連盟」と記載する)の「Talk to Me」のマーケティング資料に基づく提案方法が記されている。具体的には、障害者に配慮した広告の設置場所および設置方法、多様な障害に配慮するための文言の使用方法等について記載されている。また特定の障害種別に特化したスポーツや運動に関する例示方法についてまで記載されている。

2. 民間機関;エヴァートン FC

エヴァートン FC は、1877年にイングランドのMerseyside(以下、「マージサイド」と記載する)州に創設され、伝統のある名門クラブとして英国フットボールを牽引している。いま現在では、Everton in the Community(以下、現地の愛称表記に準拠し「EitC」と記載する)という専属部門が障害者スポーツの普及を推進しており、本調査から得られた事例を報告する。

2-1. EitC

イングランドのフットボールを統括するThe Football Associationが運営するフットボールリーグが100周年を迎えた80年代は、フーリガンの横行や有色人種への差別等が目立ち、フットボールの価値をはじめフットボールクラブの社会的責任が問われていた。そこでエヴァートン FC は、健康の保持・増進、雇用の創出、教育機会の向上、犯罪の撲滅等を掲げる慈善事業部門となるEitCを1988年に設立した。いま現在のEitCは、外部団体および外部機関の助成を受けながら地域社会におけるす

べての人々の生活の質の向上を目的としており、フットボールを中心とする障害者スポーツの普及推進事業を包括的に展開している。

2-2. フットボールを提供するための複数のフィールド

障害をもつ多くの人々にフットボールを提供できるように、あらゆる障害を含むことを意味する **Pan-Disability** のセッションが設けられている。上記のセッションは、異なる障害を持つプレイヤーが一同に介してプレーする環境となっている。また **Pan-Disability** のセッションでは子ども、大人、女性といった独立したセッションも設けられている。なお、これらのセッション以外にも知的・発達障害、精神障害、脳性麻痺(電動車椅子)、視覚障害、聴覚障害、切断障害等の障害種別に応じた専門チームを有しており、優れた指導経験を有する障害者スポーツ指導者のもと、競技性の追求にも答えられるよう独自の競技大会の開催やエリートスポーツへのパイプ役も担っている。

2-3. フットボールを提供するためのマネジメント

マージサイド州域の病院と提携し、院内に **EitC** の専門スタッフによるスポーツ相談窓口を設置しており、障害を罹患した患者に対して早期にリハビリテーションの開始やスポーツシーンへ復帰ができるように、スポーツクラブやスポーツイベントに関する情報提供が行われている。また、スポーツの際に必要なスポーツ用義足や松葉杖、車椅子をはじめとする器具の提供と用具の修理・調整等が無償で行われている。

2-4. フットボールを提供するためのプロモーション

マージサイド州域の **Special Educational Needs** のカリキュラムを有する特別支援学校を **EitC** の専門スタッフによる巡回指導を通じて、障害を持つプレイヤーを発掘するとともに、身近なサテライトクラブを紹介し継続的なスポーツ機会の提供が行われている。また巡回指導の折には、障害者スポーツを支えるスポーツ指導者や学校教諭に対してワークショップを開催し、障害者スポーツ指導者の養成も並行して行われていることが明らかとなった。

3. 教育機関:ラフバラ大学

ラフバラ大学はスポーツ、運動、健康に関する自然科学および人文・社会科学ともに国際的に卓越した教育機関であり、障害者スポーツの推進と学術振興が協働して展開されている。以下、本調査よって得られた事例を報告する。

3-1. Peter Harrison Centre for Disability Sport

Peter Harrison Centre for Disability Sport(以下、現地の愛称表記に基づき「**PHC**」と記載する)は2005年に設立され、スポーツパフォーマンスの向上と障害者の健康と福祉の促進の2つのテーマに焦点が当てられている。**PHC**では、障害者のエリートパフォーマンスとリハビリテーションの研究が精力的に展開されており、国内外の関係団体や研究協力者との連携により障害者スポーツの基盤を向上させる研究成果が創出されている。専門知識を有する研究者の招聘と研究チームの組織とともに障害者のスポーツパフォーマンスレベルを測定する高機能の専用のラボラトリーや計測機器が整備されている。これらの資源を活用した試みとして、パラスポーツガイドラインの提示や各障害種目の英国ナショナルチームへ科学サポートが行われている。

3-2. 英国障害者スポーツ協会との連携

多くの障害者アスリートおよび障害者スポーツ団体を支援するとともに、より優れたパートナー関係を構築することを目的に大学構内には、英国障害者スポーツ協会の本部が設置されている。英国障害者スポーツ協会は、障害者のスポーツ活動の普及および推進を担う行政機関の一つである。特にスポーツイングランドに加盟している障害者スポーツ団体と密接な関係を有しており、障害者スポーツの専門的なノウハウと人脈を有する関係者が集うネットワークを有している。そのため利用者の多様なニーズに応じた、障害者スポーツクラブやスポーツイベントへの速やかな情報提供とサポートが可能となっている。

3-3. ユニバーサルスポーツトレーニング施設

大学が有するスポーツトレーニング施設では、他種目の障害者スポーツに対応したユニバーサルフィールドおよび付帯施設が併設されている。また、種目別専用のトレーニング用器具が充実しており、グラスルーツからエリートスポーツに至るまで様々なパラスポーツイベントが展開されている。パラリンピアン強化キャンプの受入れをはじめ、レジャーおよびリハビリテーション・リハビリテーション等、利用者の多様なニーズに応じた受け入れ体制が整っており障害者スポーツ活動の拠点となるハブ機能を備えていることが明らかとなった。

● IV. 考察

本研究では、英国イングランドにおける障害者スポーツ振興の先行的事例に関する調査を行った。本研究における各機関の調査結果をもとに障害者スポーツの推進モデルのスキームについて図に示した(Fig.1)。行政機関においてスポーツイングランドは配信型推進モデルを有しており、障害者および障害者スポーツに関する情報を統合し“障害種別の人口に関する統計的な情報”、“障害種別の障害に関する基礎的な情報”、“障害者のスポーツ支援に関するソフト面の情報”、“障害者のスポーツ支援に関するハード面の情報”について各種のコンテンツを作成し WEB 上で無料配信していることが明らかになった。我が国における行政機関においてスポーツの振興を担う機関としてスポーツ庁が第一に挙げられるが、上記のような障害者スポーツを中心とした多岐に渡って啓発するコンテンツは未だ見受けられない。これまで我が国では、自発的・主体的にスポーツに親しみ、スポーツの価値を享受するための具体的な実践事例について十分に示されていない。そこでスポーツ庁は「スポーツ推進アクションガイド」を作成し、スポーツの楽しみ方や関わり方等を分かりやすく提案するとともに、スポーツ未実施者への働きかけやスポーツの継続的実施のための方策等について具体的なアクションや実践例の発信を試みた(スポーツ庁, 2018)¹³⁾。本アクションガイドは、自治体、スポーツ団体、民間事業者等や国民に対して普及啓発し、独自の資源を有効活用し各自の取組を強力に推進することを

目的としている。しかしながら、英国の事例のように、より障害者に焦点を当てた客観的指標に基づく効果的・効率的な取組の提示には至っておらず、本アクションガイドを拠り所とした効果検証や障害に関する各種の統計的情報の追記等を実施する必要がある。特に 2020 東京パラリンピック競技大会を契機として、障害者スポーツの需要が高まるこの機会に多くの人が障害者スポーツをより身近なものとして活用できるコンテンツの開発と普及が急務と思われる。更なる障害者スポーツの振興をはかるために、英国の好事例等を踏まえあらゆるコンテンツが整備されていくことを期待したい。

民間機関においてエヴァートン FC は包括型推進モデルを有しており、フットボールを中心とした“専門事業部の設置”、“各種フィールド活動”、“マネジメント活動”、“プロモーション活動”を展開していることが明らかとなった。我が国では 2012 年 3 月に策定されたスポーツ基本計画において、障害等を問わず広く人々がスポーツに参画できる環境を整備することが基本的な課題となっている(文部科学省, 2012)¹⁰⁾。これまで、“障害者スポーツを知る・親しむ”、“指導者の養成・研修”、“連携・つなぐ役割”が共通する重要な取組であることが報告されてきた(スポーツ庁, 2015)¹²⁾。そのためには人材・財源・情報も含め、誰が主体となりこれらの取組を行うのか、また、障害者スポーツの理解促進を含め障害者スポーツを推進して

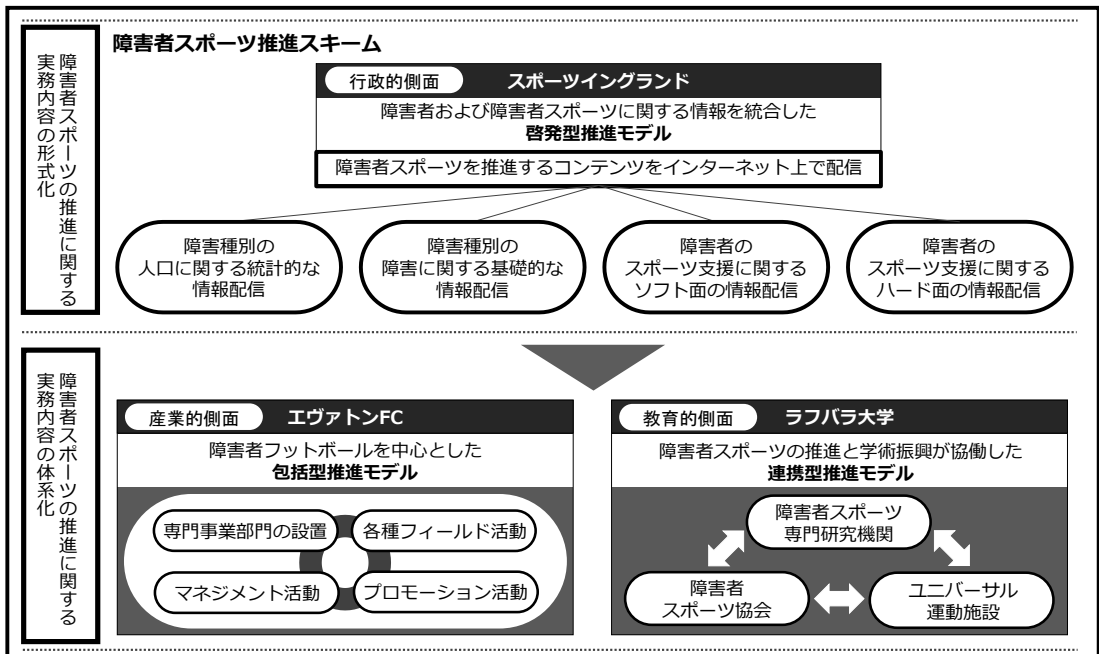


Fig. 1 英国イングランドにおける障害者スポーツの推進に関するスキーム

いく体制として、誰あるいはどの組織がその地域の障害者スポーツをマネジメントし、コーディネートしていく役割を担うことが適切なのかについて問題視されてきた。また、総合型地域スポーツクラブは、障害者のスポーツ活動支援など多様なニーズに応える取組を発展させていくことが重要とされているが、障害者が参加している総合型地域スポーツクラブの割合は、30.6%に留まるなど、行政主体から脱却が叶わないその制度的構造の問題点が指摘され(富本ら, 2015)¹⁵⁾、オルタナティブであるはずのドイツをモデルとした総合型地域スポーツクラブにおいて、根本的な制度的構造が見直さない限り十分な期待は望めない。そのためエヴァートン FC の EitC による、あらゆる障害者の多様性に対応した交流・育成・発掘プログラムの運用をはじめ、多種多様のフィールドの確保、障害者スポーツ指導者の登用および養成、医療・福祉施設との連携による障害者スポーツの促進、それら支えるクラブのネームバリューと資金力を活かした包括型の民間活力を導入したモデルは、我が国の新たな障害者スポーツの推進への視座となるであろう。

教育機関においてラフバラ大学は連携型推進モデルを有しており、障害者スポーツの推進と学術振興が協働する仕組みとして“障害者スポーツ専門研究機関”、“ユニバーサル運動施設”、“障害者スポーツ協会”とにより連携していることが明らかとなった。卓越したスポーツ競技施設および研究施設における障害者の利用拡充への取組は、障害者スポーツを推進する上で重要な課題であると言える。現在我が国では、トップアスリートが同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行うため、パラリンピック競技の使用を想定したナショナルトレーニングセンターを拡充整備している。同様にスポーツ医・科学、情報分野の多方面からの専門的かつ高度な支援体制の構築のため、ハイパフォーマンス・サポート事業に膨大な予算を投じている。しかしながら、ナショナルトレーニングセンターおよびハイパフォーマンス・サポート事業の利用は限られた種目や団体に限られており、その中でもエリートレベルのトップアスリートの強化と次世代アスリートの育成および支援に限定されていることに対して改めて警鐘を鳴らしたい。我が国の情勢を踏まえ、人口減少等の中で障害者スポーツ参画人口の拡大を支えるには、公的ストックの適正化をはじめ、地域スポーツ施設の効率

的な整備・管理運営、既存ストックであるスポーツ施設を有効活用し、持続可能な地域スポーツ環境の拡充整備が求められている。そこで、地域に根差すスポーツの多様な価値を高め、我が国の力強い発展と卓越性を追求する人材の輩出に寄与することを目的として創設された UNIVAS には大いに期待をしたい。大学をはじめ高等教育機関において、人材・財源・情報の集約および活用の観点から、障害者スポーツ関係団体、既存ストックである研究施設およびスポーツ施設等が連携・協働体制を構築し、それぞれが有する人材や資源を有効的に活用することが望ましい。今後は、各大学の強みを活かした最先端のトレーニング施設や研究施設等をより多くの障害者に提供し、新たなトレーニングエビデンスの提示、インストラクショナルデザイン作成、インフラストラクチャーの創出等を生み出していくことが、UNIVAS が設立理念として掲げる我が国の地域・経済・社会の更なる発展へも繋がるであろう。

英国においては、1995年に障害者の差別を禁止する **Disability Discrimination Act** が制定され、2010年には、障害者に対する差別以外に、年齢・性別・宗教・人種・性的志向等に係る法が統合された **Equal Act** が施行され、さらには2012 ロンドンパラリンピック競技大会を契機に障害者スポーツに多大な影響をもたらした。一方で我が国では、2011年にスポーツ基本法が制定され、障害者が自主的・積極的にスポーツを行うことが出来るよう必要な配慮しつつ、障害者スポーツの推進に関する基本理念が掲げられている(文部科学省, 2011)¹⁶⁾。しかしながら、未だ障害者スポーツをめぐる環境づくりにおいて、前述した英国が有する推進モデルと比較すると後進的な立ち位置にあり、ソフト・ハードの両面含めて十分とはいえない。2020年東京大会のレガシーの本来の目的とは、障害者スポーツのイベント開催、交流、理解啓発で終わりではなく、2020年をきっかけに社会の制度や仕組みを変革して、国民の認識、社会的構造を変えていくことにある(公益財団法人笹川スポーツ財団, 2018)¹⁷⁾。即ち我が国においても2020年東京パラリンピック競技大会を契機に大きな変革をもたらされることが予想される。その際、前述した英国各機関の障害者スポーツの推進モデルは変革の一助となるであろう。

本研究では、英国イングランドにおける障害者スポーツの推進モデルに関する先行的事例の調査を行った。本調査から英国の障害者スポ

ーツの推進モデルとして、行政機関による配信型推進モデル、民間機関による包括型推進モデル、教育機関による連携型推進モデルについてそれぞれの知見を基礎的資料として提示した。2020 東京パラリンピック競技大会前後の障害者スポーツの需要に対応するべく、新たな障害者スポーツの推進モデルの構築へ向けて、一つの知見として活用させること期待したい。

V. おわりに

本稿で提示した英国イングランドの障害者スポーツ推進モデルの知見を活かしつつ、我が国のスポーツ文化レベルに応じた新たな障害者スポーツの推進モデル、即ちジャパンモデルを構築することが期待される。今後、障害者スポーツがより身近なものとして定着し障害者の生きがいや生活の質の向上、自立や社会参加、高等教育機関への進学率の向上といった効果のみならず、少子高齢化や人口減少が進む我が国において、障害者と健常者が一緒になってスポーツ活動を展開していくことにより真の共生社会が啓かれることを切に願うものである。

文 献

- 1)Accompanying notes(2016) : <https://www.sportengland.org/ourwork/disability/mapping-disability/>(2019.9.7 取得).
- 2)Engaging disabled people: the guide(2016) : <https://www.sportengland.org/our-work/disability/mapping-disability/>(2019.9.7 取得).
- 3)Engaging disabled people: the research(2016) : <https://www.sportengland.org/our-work/disability/mapping-disability/>(2019.9.7 取得).
- 4)Goosey-Tolfrey, V., Castle, P., Webborn N and Abel, T(2006) : Aerobic capacity and peak power output of elite quadriplegic games players. *British journal of sports medicine*, 40(8), 684-687.
- 5)公益財団法人笹川スポーツ財団 (2018) : 『地域における障害者スポーツ普及促進事業(障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究)』 . http://www.ssf.or.jp/Portals/0/resources/research/report/pdf/2018_report_40.pdf(2019.9.7 取得).
- 6)公益財団法人笹川スポーツ財団 (2019) : 障害者専用・優先スポーツ施設に関する研究 2018. http://www.ssf.or.jp/Portals/0/resources/research/report/pdf/2018_report42_f.pdf(2019.9.7 取得).
- 7)Maehana,H.,Miyamoto,A.,Koshiyama,K.,Tan-aka-Yanagiya,T and Yoshimura,M(2018) : Profile of match performance and heart rate response in Japanese amputee soccer players. *Journal of Sports Medicine and Physical Fitness*, 58(6), 816-824.
- 8)Mapping Disability- the facts(2016) : <https://www.sportengland.org/our-work/disability/mapping-disability/>(2019.9.7 取得).
- 9)文部科学省 (2011) : スポーツ基本法 . http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/kihonhou/attach/1307658.htm(2019.9.7 取得).
- 10)文部科学省 (2012) : スポーツ基本計画 . http://www.mext.go.jp/component/a_menu/sports/detail/_icsFiles/afieldfile/2012/04/02/1319359_3_1.pdf#search=%278%29(2019.9.7 取得).
- 11)Richardson,K and Rookwood,J(2008) : Partnerships, provision and product: examining the modern football in the community programme - a case study on Everton football club. *Journal of Qualitative Research in Sports Studies*, 2(1), 161-174.
- 12)スポーツ庁(2015):地域における障害者スポーツの普及促進について(中間整理). http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/002_index/shiryu/attach/1366935.htm(2019.9.7 取得).
- 13)スポーツ庁(2018):スポーツ推進アクションガイド～ Enjoy Sport, Enjoy Life ～ . http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/017_index/toushin/_icsFiles/afieldfile/2018/05/02/1403183_01.pdf#search=%2711%29(2019.9.7 取得).
- 14)田中暢子(2018):イギリスにおける障害者とスポーツ.発達障害研究, 40(3), 205-217.
- 15)富本靖・堂元慎也・滝澤宣頼(2015) : 日本に総合型地域スポーツクラブの現状と課題-ヨーロッパスポーツクラブとの比較から-. *学苑・初等教育学科紀要*, 896, 19-32.

(受稿 2019.5.28, 受理 2019.9.12)